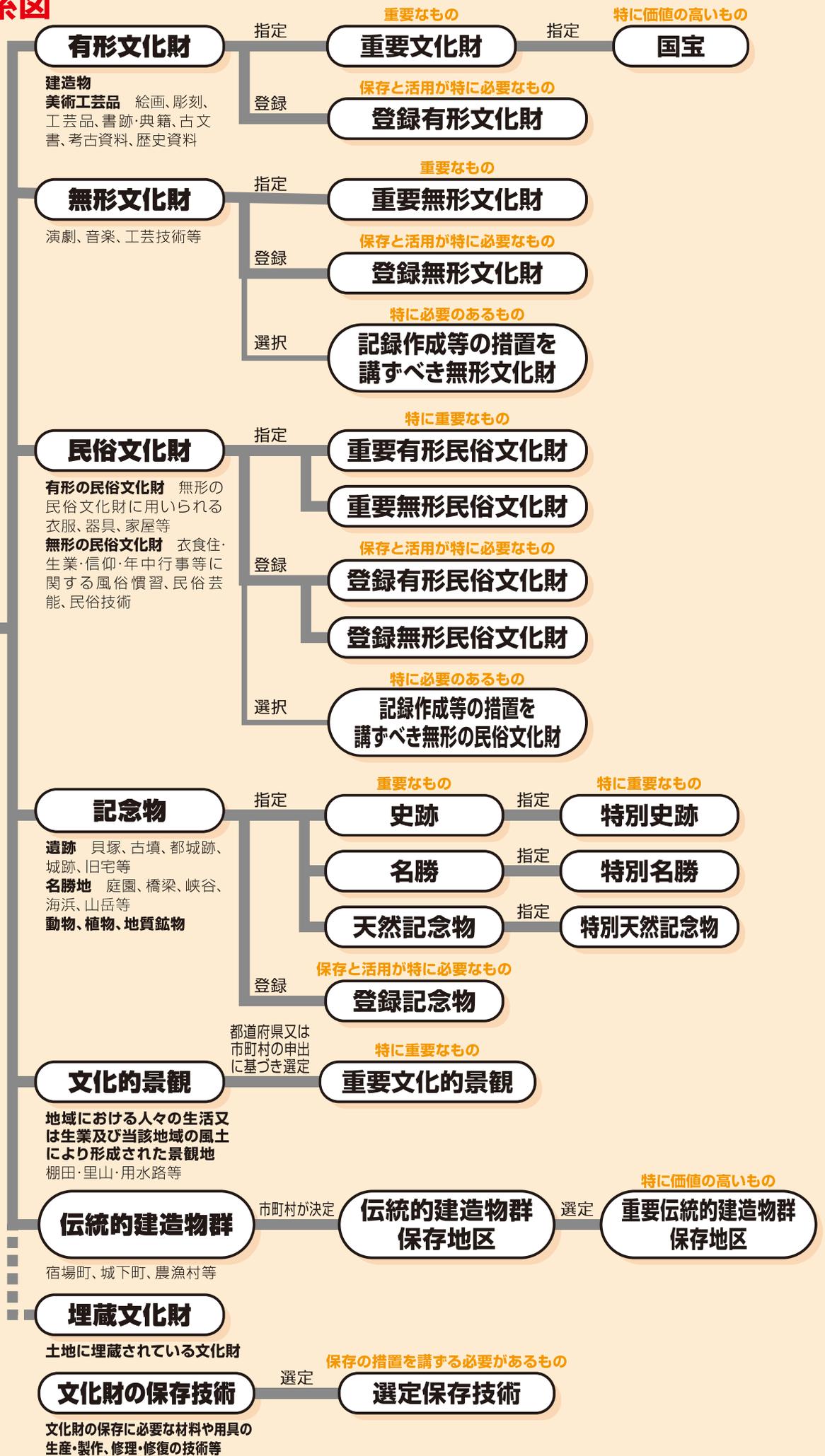


# 文化財の体系図

# 文化財



# 文化財保護法とは

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

## 【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

## 【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡、名勝、天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

## 【任務と心構え】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用に努めなければならない（第4条①、②）。



有形文化財建造物  
(国宝瑞龍寺)



有形文化財  
(国宝黒韋威胴丸兜 大袖付)



重要無形文化財  
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財  
(青森市ねぶた)

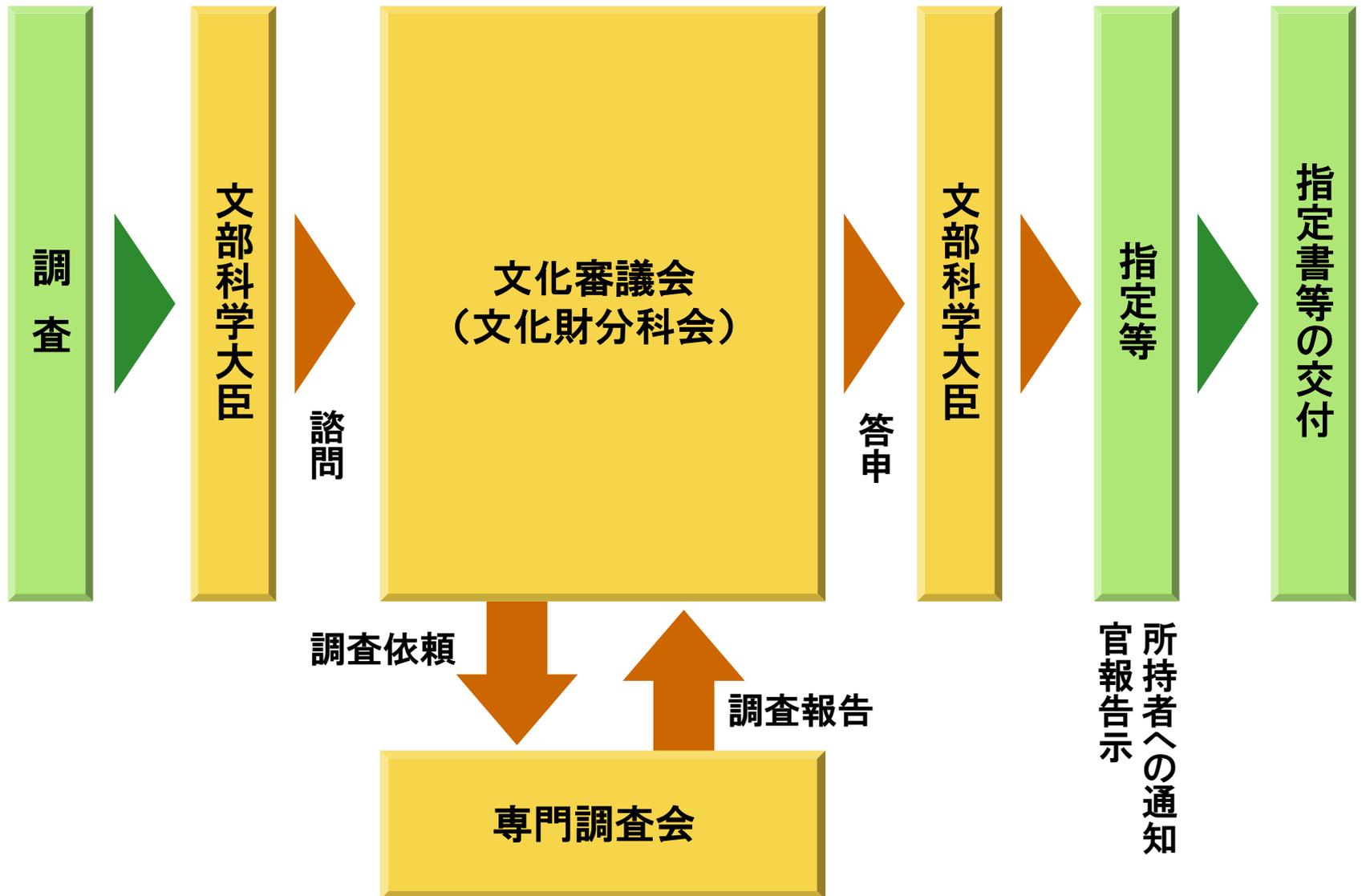


伝統的建造物群と民俗文化財  
(岐阜県美濃市)



文化的景観

# 文化財の指定等を受けるまで



## 文化財保護(=保存+活用)の法律上のスキーム

### ○ 国の役割：

- 重要な文化財の指定・選定・登録
- 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- 修理・公開等への補助、税制優遇措置 等

### ○ 所有者の役割：

- 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- 文化財の管理・修理・公開
- 重要文化財等の国に対する売渡の申出

### ○ 地方自治体の役割：

- 文化財保護条例の制定
- 国指定を除く文化財の指定 等
- 修理・公開等への補助

### ※ 罰 則：

- 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

## 管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

### ○ 管 理：

- 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- 適切な管理のため必要があるときは、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

### ○ 公 開：

- 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。